

平成22年10月教育委員会会議（臨時会）会議録

- 1 日 時 平成22年10月15日（金）午後4時00分～午後4時28分
- 2 場 所 所沢市役所6階 601会議室
- 3 出席者 [委員] 富田常世委員長、清水三和子委員長職務代理者、守谷靖委員、京谷圭子委員、佐藤徳一教育長
[事務局] 山寄裕司教育総務部長、内野正行学校教育部長、藤田晃教育総務部次長、平塚俊夫学校教育部次長兼学校教育課長、田中文雄教育施設担当参事兼教育施設課長、則武辰夫社会教育担当参事兼社会教育課長、金子美也子生涯学習担当参事兼生涯学習推進センター所長、中村藤司保健給食担当参事兼保健給食課長、北健志教育総務課長、関口恭一スポーツ振興課長、鈴木正行文化財保護課長、齊藤仁教育センター所長、川音孝夫学校教育課教育指導担当主幹兼健やか輝き支援室長
[書記] 大部稔之教育総務課主査、皆川博幸教育総務課主査

4 会議の傍聴者 別添のとおり（1名）

5 開 会 本日の議案は、議案第27号の1件。

6 議 題

議案第27号 所沢市教育委員会の権限に属する事務の管理・執行の基本方針について

資料に則り、則武社会教育担当参事より説明がなされた。

以下、質疑。

（清水委員長職務代理者）

公民館に館長を置くのは教育委員会の任命によるということだが、その他の職員は市長部局の職員なのか。

（則武社会教育担当参事）

前提として（仮称）まちづくりセンターの職員全員が市長部局の職員であり、公民館はその中のひとつのグループということになります。公民館長をはじめ公民館グループに属する職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命する必要があると考えています。

（清水委員長職務代理者）

公民館グループは教育委員会の任命を受けて、もうひとつ、まちづくりセンターに入る職員は市長部局の職員ということでしょうか。

（則武社会教育担当参事）

従来の出張所業務を担当する窓口サービスグループや、新たに設けるコミ

コミュニティ推進グループはもとより、今回、事務の補助執行をするという意味では、公民館グループの職員もまちづくりセンターの一員であることから、市長部局の職員であると言えます。そのうえで教育委員会の辞令を上乗せするという意味で、併任ということになります。

(清水委員長職務代理者)

3つのグループの業務がうまく回っていくかが心配である。まちづくりセンターという組織の中では、3グループとも一緒に業務を行なうことになるようだが、業務の回し方が具体的にはつきり見えないところがある。例えば、現在は出張所窓口と公民館窓口がそれぞれあるが、それはどうなるのか。

(則武社会教育担当参事)

窓口サービスグループと公民館グループは、現在と同様にそれぞれ事務スペースが別になり、従来と何ら変わるものではありません。新設されるコミュニティ推進グループは、現時点での構想としては、公民館の事務室内に置いていくことを考えています。従来は出張所長が団体事務を担当していましたが、今後はコミュニティ推進グループがその業務を担当することになります。コミュニティ推進という新たな業務を、公民館事務室の中で今までも公民館としてそのような業務をしてきましたが、さらに特化し強調した形で行なっていこうというものです。

(守谷委員)

将来、人事異動の際には、公民館グループの職員も他のグループの職員と同様に市長部局の職員として取り扱われるのか。

(山寄教育総務部長)

公民館長をはじめ公民館グループの職員は併任発令されますが、人事権は市長部局へ移ります。先ほどの清水委員長職務代理者のご心配の業務の混乱につきましては、公民館グループの職員は窓口業務を担当するわけではありません。公民館事務室をベースに、従来 of 公民館活動にプラスして今まで出張所長が担当していた地域諸団体との連絡調整、地域ネットワークづくりのお世話をさせていただくという考え方です。公民館はもともと地域づくりの核として活動してきましたので、初心に帰るという意味もあるかと思えます。

(富田委員長)

まちづくりセンターの職員全員が併任なのか、公民館グループのみなのか。全員が併任されるなら問題ないと思うが、そうでないと職員間でトラブルが生じないか心配だが、いかがか。

(則武社会教育担当参事)

公民館グループの職員が教育委員会から辞令を受けて、補助執行しない業務は教育委員会職員として事務執行することになります。前回は、まちづくりセンターの職員全員に併任発令をすべく法規担当に相談したところ、補助執行させる意味と併任発令がやや矛盾するのではないかとの指摘があ

り、整理し直しているところです。少なくとも公民館グループ職員には全員に併任発令する必要があると考えています。まちづくりセンター長がグループを統括する上で、職員全員に併任発令をしたほうが効率的な事務執行ができるのではないかとの考えもあり、現在最終調整中です。

(富田委員長)

事務がスムーズにいくように配慮して欲しい。

(佐藤教育長)

まちづくりセンター全員が併任なのか、公民館グループのみ併任なのかをはっきりさせたほうがいい。

(則武社会教育担当参事)

コミュニティ推進課や政策企画課との話合いの中では、公民館長を始めとする公民館グループ職員には、教育委員会の併任発令が必要であろうということになりました。教育委員会としては、窓口サービスグループやコミュニティ推進グループの職員に対しても併任発令することは、強く求めてはいません。

(山寄教育総務部長)

現在、協議の渦中ですが、則武参事が申し上げたことに加えて、まちづくりセンターの所長に社会教育課の主幹として併任発令するかどうかを協議しています。いずれにしましても、富田委員長がおっしゃったように、スムーズに事務が進むような体制で臨みたいと思います。

(清水委員長職務代理者)

公民館の事業報告は、教育委員会にも来るのか。

(則武社会教育担当参事)

公民館の個別の事業につきましては、従来どおり公民館長から報告が上がってまいりますし、公民館運営審議会においては各公民館の年間事業計画などを審議対象としておりますので、特に公民館事業の重要な計画などは教育委員会からの指示という流れの中で行なわれるものです。

(佐藤教育長)

社会教育法第30条についてはいかがか。

(山寄教育総務部長)

公民館運営審議会に係る事務は、補助執行の対象から除かれるということで、従来と変わらないものです。

(則武社会教育担当参事)

公民館運営審議会委員の委嘱については、教育委員会が行うものとされており、補助執行の対象とはならないものです。

※ 富田委員長の採決により、委員全員が賛成し原案どおり可決された。

7 協議事項 なし

8 報告事項 なし

9 その他 なし

10 閉会 午後4時28分